

(参考資料) 転嫁対策等の取組みについて

1. 消費税転嫁対策特別措置法 ※25年10月1日施行

- ・減額・買ったとき等の転嫁拒否等の行為の禁止
- ・消費税分を値引きする等の宣伝や広告の禁止
- ・税込価格の誤認防止措置を講じた場合、税抜価格の表示が可能。
- ・転嫁カルテル・表示カルテルの独占禁止法の適用除外

2. 転嫁拒否等に関する監視・取締り

- ・より迅速かつ効果的に監視・取締りを行う観点から、公取委、経産省（中企庁）、消費者庁、事業所管省庁に調査・指導を行う権限を付与。
- ・公取委・経産省（中企庁）合わせ600名程度を臨時的に増員、転嫁拒否等調査・指導の実務を担当する転嫁対策調査官等を配置。
- ・政府全体の司令塔として、内閣官房に消費税価格転嫁等対策推進室を設置。
- ・違法行為を効果的に摘発するため、過去を大幅に上回る規模（15万社）の書面調査を実施（公取委・経産省（中企庁））。26年度以降は、25年度を大幅に上回る規模の悉皆的書面調査を実施予定。

（注）消費税導入時：親事業者、下請事業者それぞれ7,000社、66,000社。

平成9年の引上げ時：親事業者、下請事業者それぞれ1,000社、5,000社。

3. 事業者に対する指導・要請

- ・約20万事業者に対し消費税転嫁対策特別措置法の遵守について要請文書を発出（公取委、経産省（中企庁））。別途、関係団体に要請文書を発出（消費者庁）。
- ・書面調査の結果を踏まえ、周知徹底を強化（公取委、経産省（中企庁）、国交省）。
- ・所管業界団体等に対し消費税転嫁対策特別措置法の遵守について指導通知を発出（各事業所管省庁）。

4. 転嫁拒否等に関する相談対応

- ・各省庁や都道府県等、中小企業団体に相談窓口を設置。
- ・政府共通の相談窓口（消費税価格転嫁等総合相談センター）を設け、電話・メールを使った相談対応を実施。
- ・全国各地で事業者向け移動相談会を実施（公取委）。
- ・転嫁・表示カルテルの届出窓口を設置（公取委）。
- ・便乗値上げに関する情報・相談受付窓口を設置（消費者庁）。

5. 事業者・消費者に対する広報

- ・事業者等向けのパンフレットを作成し、幅広く配布・周知。
- ・消費税転嫁対策特別措置法の事業者等向け説明会を実施（公取委）。
- ・業界団体等が主催する説明会への講師を派遣（公取委、消費者庁、財務省・国税庁）。
- ・政府広報において、転嫁対策に関する新聞広告を実施。
- ・社会保障・税一体改革の意義等に関する一般向け広報も展開。

6. 国・地方公共団体における対応

- ・政府等が行う物品・サービスの調達に関し、平成26年度予算政府案において、税率引上げ後の消費税相当額を適切に反映。
- ・地公体が行う予算編成等において、政府と同様の対応を行うよう要請。

7. 公共料金等の改定

- ・消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について、基本的考え方を取りまとめ（物価担当官会議申合せ）。